

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 10 月 7 日（火）第 658 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 1
- 都市計画道路の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 2
- 鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 土木部の表14の 5 の項に規定する知事が認める書類
の一部改正（※）（建築課取扱い） 2
- 鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 土木部の表14の 6 の項に規定する知事が認める書類
（※）（建築課取扱い） 2

公 告

- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（災害対策課取扱い） 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3
- 公 安 委 員 会 公 告
- 令和 7 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告（交通指導課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第602号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 10 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市西佐多町3007番 1， 3007番 2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島
市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、令和 7 年10月 7 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	湯湾新村線	大島郡宇検村大字湯湾字名	前	6.0～61.7	1,953.0
		古手1865番 2 地先から同村	前	8.7～90.8	1,741.0
		大字湯湾字赤土山1875番 1 地先まで	後	8.7～90.8	1,741.0

鹿児島県告示第604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 7 年10月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 国分都市計画道路
- (2) 名称 1・3・1号隼人国分線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分
霧島市国分広瀬の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課並びに霧島市建設部土木課

4 縦覧期間及び時間

令和 7 年10月 7 日から同月21日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

鹿児島県告示第605号

平成29年 3 月31日鹿児島県告示第482号（鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 土木部の表14の 5 の項に規定する知事が認める書類）の一部を次のように改正し、令和 7 年10月 7 日から施行する。

令和 7 年10月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

(1)のイ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第15条第 1 項」を「第14条第 1 項」に改め、(1)のイ中「（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表 1 の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合しているものに限る。）」を削る。

(2)を次のように改める。

- (2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 登録省エネ判定機関又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第 1 項に規定する指定確認検査機関であって登録住宅性能評価機関であるものが認定基準に適合することを証明した書類

鹿児島県告示第606号

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1 土木部の表14の6の項に規定する知事が認める書類を次のとおり定め、令和7年10月7日から施行する。

なお、平成29年3月31日鹿児島県告示第483号（鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表14の6の項に規定する知事が認める書類）は、廃止する。

令和7年10月7日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表14の6の項の(3)のア及び(4)のアに規定する知事が認める書類は、次の各号のいずれかの書類とする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証明した書類（非住宅部分を含む建築物に係る認定申請の場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であって住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関であるものが認定基準に適合することを証明した書類に限る。）
- (2) 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

公 告

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和7年10月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県防災研修センター（以下「防災研修センター」という。）
- 2 公の施設の所在地
始良市平松6252番地
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 防災研修センターの施設（設備及び備品を含む。）及び展示品の維持管理に関する業務
 - (2) 防災研修センターを利用した防災に係る研修の企画及び実施に関する業務
 - (3) 防災に係る資料の展示及び解説に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、防災研修センターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第103号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和7年10月7日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
--------	-----	------------	------

ぱちんこ遊技機	e 北斗の拳 1 1 暴凶星 S H E F	サミー株式会社	5P1070
回胴式遊技機	L 無職転生～異世界行ったら本気だす～NM	株式会社ニューギン	5S1064
回胴式遊技機	L スマスロ化物話 K H	株式会社銀座	530641

公安委員会公告

令和 7 年度駐車監視員資格者講習及び認定考查実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第 1 項第 1 号イ及びロの規定に係る令和 7 年度駐車監視員資格者講習及び認定考查を次のとおり実施する。

令和 7 年10月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

1 実施日時

(1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

令和 7 年11月19日（水）及び同月20日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 修了考查

令和 7 年11月26日（水）午前 9 時から午前10時まで

(2) 認定考查の日時

令和 7 年11月26日（水）午前 9 時から午前10時まで

2 実施場所

鹿児島県警察本部 1 階101会議室（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）

3 定員

講習及び認定考查の人員を合わせて12人

4 講習の方法

(1) 講習項目

ア 交通警察総説

イ 駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

エ 放置車両の確認等の実施要領等

オ 基本的心構え及び職務倫理

(2) 修了考查の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考查を実施する。

なお、修了考查の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第 9 条第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

5 認定考查の方法

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考查を実施する。

なお、認定考查の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第 4 項に規定する認定書を交付する。

6 講習及び認定考查の申請手続

(1) 講習の申請手続

ア 提出書類等

(イ) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を併せ

て提出すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第 7 条第 2 項に規定する写真（申込み前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真。以下同じ。）1 枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

(2) 認定審査の申請手続

ア 提出書類等

(ウ) 認定審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 5 条第 1 項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第 7 条第 2 項に規定する写真 1 枚を申請書に貼り付け、委託規則第 10 条第 3 項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定審査受検票が送付されるので、申請者は認定審査の際は必ず同受検票を提出すること。

7 手数料

(1) 講習手数料（修了審査代を含む。）

講習手数料 20,000 円

20,000 円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定審査）

認定申請手数料 4,500 円

4,500 円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

8 受付期間

令和 7 年 10 月 15 日（水）から同月 29 日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が合わせて 12 人になり次第受付を終了する。

9 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日中に合格者を発表する。

10 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18 歳未満の者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

エ 集団的に、又は常習的に委託規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第12条若しくは第12条の 6 の規定による命令又は同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの

カ アルコール，麻薬，大麻，あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ，その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは，鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099－206－0110内線5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。